

「海風の国」佐世保・小値賀観光圏 整備計画

（令和5年度～令和9年度）



目 次

1 基本的事項

- (1) 観光圏の区域・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- (2) 滞在促進地区の区域・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- (3) 観光圏整備事業の実施体制・・・・・・・・・・・・・・ 5
- (4) 観光圏整備計画の目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
- (5) 計画期間等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
- (6) 住民その他利害関係者の意見を反映させるための措置及び反映状況・・・・・・・・ 6
- (7) 地域住民の観光地域づくりに対する意識啓発と参加促進を目指すための取組・・ 7

2 観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する基本的な方針・・・・・・・・ 7

3 観光圏整備事業の概要

- (1) 宿泊に関するサービスの改善及び向上・・・・・・・・ 9
- (2) 観光資源を活用したサービスの開発及び提供・・・・ 9
- (3) 移動の利便性の向上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
- (4) 情報提供の充実強化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
- (5) 地域住民が一体となった観光地域づくりの推進事業・・ 10
- (6) その他事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10

4 協議会に関する資料等

- (1) 「海風の国」佐世保・小値賀観光圏推進協議会規約・・・・ 10
- (2) 「海風の国」佐世保・小値賀観光圏推進委員会規約・・・・ 12

5 その他市町村又は都道府県が必要と認める事項

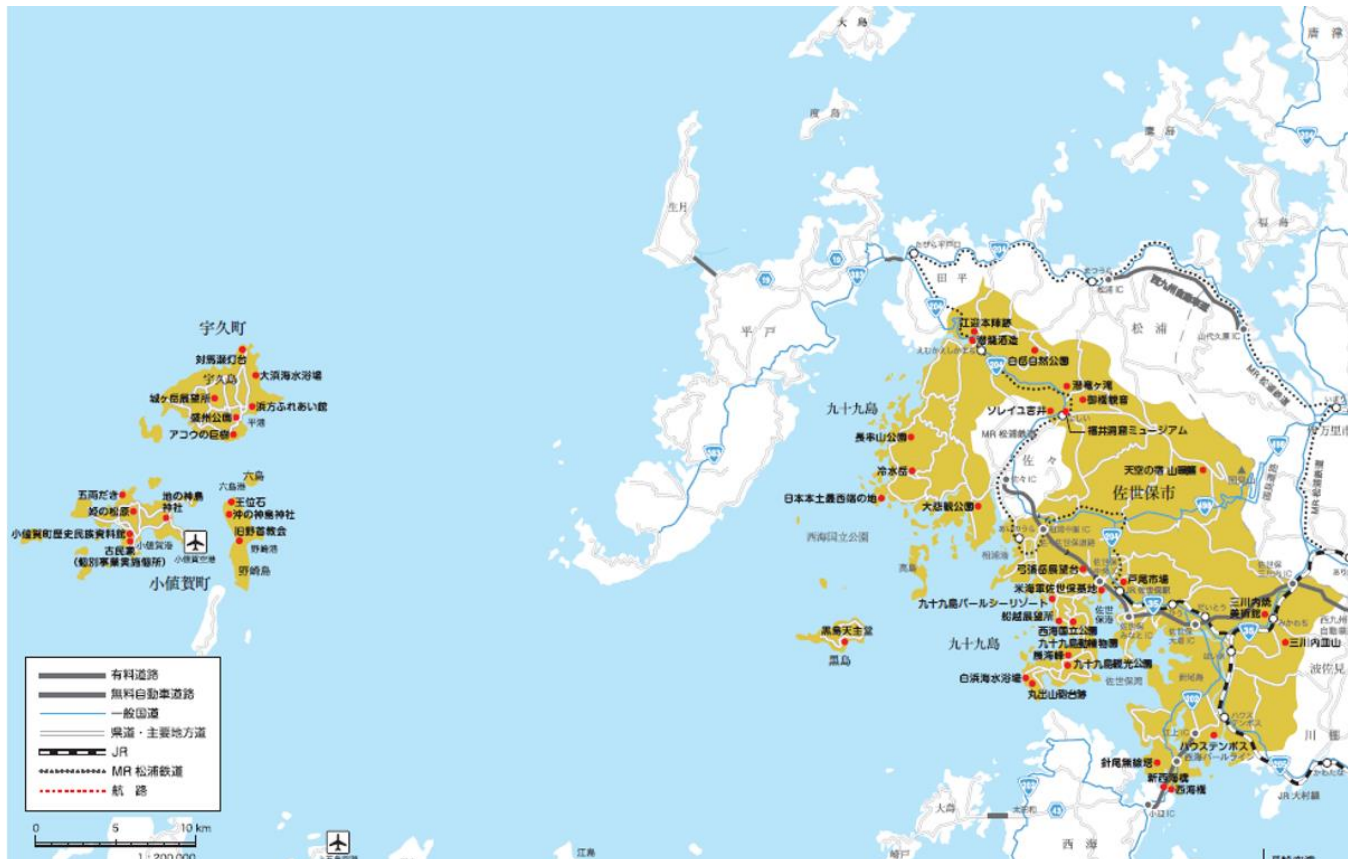
- (1) 長崎県文化観光推進地域計画・・・・・・・・・・・・・・ 14
- (2) 長崎県観光振興計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14
- (3) 九州・長崎 I R 区域整備計画・・・・・・・・・・・・・・ 14

1 基本的事項

(1) 観光圏の区域

○区域の地理的範囲 長崎県佐世保市・北松浦郡小値賀町および周辺海域

○観光圏を構成する都道府県名、市町村名 長崎県佐世保市・小値賀町



○設定理由

※構成する圏域の特徴

佐世保地区	小値賀地区
佐世保市の九十九島（くじゅうくしま）は、島の密度日本一を誇り、海の国立公園として守られてきた自然海岸が美しい景観を織りなし、波穏やかな内海は豊かな漁場となっています。 古くは日本で最初の海外交易地として、近年は米海軍基地のある街として、国際文化に触れ、交流してきた歴史があります。	佐世保市から約3時間の航路でつながる小値賀町は、火山の噴火でできたなだらかな地形を活かした農耕地と沿岸漁業に適した漁場を形成し、人々の生活には懐かしい日本の原風景が残っています。 小値賀島から船で30分に位置する野崎島には、沖ノ神嶋神社をはじめとする神道とキリシタン信仰の共存の歴史のほか、野生鹿の生息する美しい自然が残されています。

「海風の国」

暮らしを育む海舞台
— 浦々の四季で迎える西海物語 —

数万年の地殻変動によって、日本の西の端に 288km にも及ぶ複雑なりアス式海岸が誕生しました。その前面には 208 の島々からなる九十九島と、宇久・小値賀を有する五島列島の島々があり、暖流の黒潮から別れた対馬海流が流れています。

複雑な海岸線と島々は、海を活動の舞台とする人々に“浦”と呼ばれる暮らしの場を与えており、特異稀な地勢が生んだ浦々には、その地ならではの特徴ある生活文化が根付いています。

私たちは、多様な島々と浦々で構成される、この地域を“海風の国”と呼びます。

人類が誕生する遥か前の大自然の営みと、海の民が初めて島や沿岸に上陸し暮らし始めた太古の物語。

人、物、技、信仰など、世界と交流した歴史物語。

国際社会を強く意識した近代から現代に至る、島国・日本が凝縮した港物語。

ここを訪れた人々は、その一端に触れた時、その場所の、その時代を、生きた人々の夢や理想、喜びや悲しみといった奥深い物語の始まりに気付かされます。

○ブランドロゴ



ロゴマークコンセプト

旅を超えた絆。

人と人とのふれあい、交流体験。

自然と人とのふれあい、

過去から未来につづく文化とのふれあい。

訪れた人にとって

多様性に満ちた人・自然・文化とつながることで

豊かな自分の未来へと繋がっていく事を、

一筆書きの線画で表しています。

○海風の国を構成するエリア



(2) 滞在促進地区の区域

① 主たる滞在促進地区 佐世保市中心市街地

【設定理由等】

当圏域において最も多くの宿泊施設が集積しているとともに、以下の機能を有していることから、当圏域全体への周遊促進及び地域経済波及効果の拡大等が図られることが見込まれています。

- 当圏域をつなぐ「海」の拠点。宇久・小値賀をつなぐ五島航路、近海航路、クルーズ船、貨物など海上交通の要衝「佐世保港」のターミナルビルが位置しています。
- 当圏域及び他都市をつなぐ「陸」の拠点。九州旅客鉄道、松浦鉄道の始発・終着地として「佐世保駅」が位置しており、西九州自動車道、国道、県道、市道が交差し、大都市への高速バスや地域内、近隣市町と繋がる路線バスの始発・終着地のバスセンターがあり、陸上交通においても拠点となっています。
- 商業施設・飲食店、多くの宿泊施設が集積している佐世保市の中心市街地となっています。
- 米軍基地から新しく生まれたアメリカ文化と鎮守府の歴史が混在した独特の景観を有する地域となっています。



(佐世保港新みなとターミナル)



(外国人バー)



(佐世保港・軍港クルーズ)

② その他の滞在促進地区

○離島滞在促進地区

【設定理由等】

当圏域のブランドコンセプトを代表する「島」への周遊促進を図るためには、宿泊等滞在促進が必須となるため。宇久島は、大自然の美しい景観に包まれ、島の大半が西海国立公園に指定されています。小値賀島は、美しい独特の景観、海岸美から、島全体が西海国立公園に指定されています。また、小値賀島の東に浮かぶ野崎島（小値賀町）は、「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」の構成資産として世界文化遺産に登録されています。



(宇久島)



(世界文化遺産「野崎島の集落跡」)



(小値賀島)

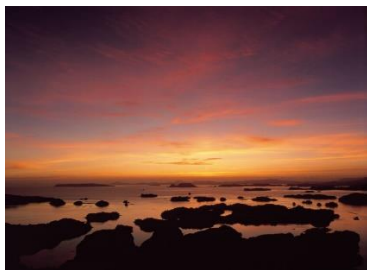
○九十九島滞在促進地区

【設定理由等】

当圏域のブランドコンセプトを代表するとともに、西海国立公園「九十九島」及び世界文化遺産「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」の構成資産である「黒島の集落」等世界に発信できるブランド力と集客力を備え、当圏域全体の周遊促進、滞在促進を牽引する高いポテンシャルを有しているため。



(西海国立公園九十九島)



(世界文化遺産「黒島の集落」)

○テーマパーク滞在促進地区

【設定理由等】

当圏域において、最大の集客力と認知度を有する「ハウステンボス」を核として、当圏域全体の周遊促進と滞在促進を図るため。



(ハウステンボス)



(国重要文化財針尾無線塔)



(国際クルーズ拠点・佐世保クルーズセンター)



「海風の国」
佐世保・小値賀観光圏

○観光地域づくり法人の概要

- 地域のキーマンとなる観光地域づくりマネージャーは、地域及び関係者のまとめ役となり、観光地域づくりプラットフォーム（佐世保観光コンベンション協会）と密に連携をとり、対象となる地域やカテゴリー等での観光地域づくりを推進します。

また、観光地域づくりプラットフォーム（佐世保観光コンベンション協会）は、地域住民等の地域づくりの伴走に必要なノウハウやスキルを身に付け、地域のマーケティング、マネジメントが出来る観光地域づくりマネージャーを目指します。

- ③ 登録DMOの果たす重要な役割として、マーケティング手法を用いた観光地域づくりが求められていることから、マーケティングに精通した人材を育成し、観光施策の生産性や効率性の改善に努めます。

また、観光地域づくり実施基本方針の策定や来訪者に対するワンストップ窓口づくり、誘客・集客の促進など、観光地域づくり法人及び、登録DMOに求められる機能強化を図ります。

※佐世保市及び小値賀町は、観光地域づくり法人と連携しながら、効果的な観光地域づくりを支援し、推進します。



(4) 観光圏整備計画の目標

項目	単位	平 30 年※ 1	令 3 年(現状値) ※ 2	令 5 年	令 6 年	令 7 年	令 8 年	令 9 年
観光圏消費額 (平均)	円	17,881 円	23,683 円	26,000 円	28,000 円	30,000 円	32,000 円	34,000 円
延べ宿泊客数	人	1,914,000 人	1,080,000 人	1,622,000 人	1,900,000 人	1,957,000 人	2,015,710 人	2,076,181 人
来訪者満足度 (内大変満足)	%	12.3%	33.1%	14.0%	15.0%	16.0%	17.0%	18.0%
再来訪意欲率	%	61.4%	72.5%	73.5%	74.0%	74.5%	75.0%	75.0%
地域住民の満足度 (とても満足・割 と満足)※ 3	%	29.9% (市民意識調査)	—	25.0%	27.0%	29.0%	31.0%	33.0%

※ 1 : コロナ禍前の数値

※ 2 : 令和 3 年(現状値) 全観光圏消費額(平均) : 34,048 円

※ 3 : 地域住民の満足度(令和元年度集計結果) : 23.3%

(5) 計画期間等

○計画期間 令和 5 年 4 月 1 日～令和 10 年 3 月 31 日とします。

但し、計画の進捗状況や社会情勢の変化及び環境に対する制度等の状況に合わせて、必要に応じて計画の見直しを行います。

(6) 住民その他利害関係者の意見を反映させるための措置及び反映状況

「海風の国」佐世保・小値賀観光圏協議会は、海の国立公園「西海国立公園」に面した 1 市 1 町の観光まちづくりに係わる多様な関係者を主体として構成している点が大きな特徴です。

現在、観光圏事業の推進にあたっては、本観光圏を 11 のエリアに分け、各エリアの住民その他の利害関係者の意見や圏域内のニーズの把握に努めています。

また、より多くの地域住民に「観光の実態」を理解して頂くために、有識者等を招聘したセミナー等を開催し、観光地域づくりへの意識醸成を図っています。

今回の観光圏整備実施計画の見直しにあたっては、以下の 3 点の取組みについて進めており、まず、持続可能な観光地マネジメントへの取組みを進めるために、市観光課が中心となり観光庁のモデル事業として「日本版持続可能な観光ガイドライン」の研修会を開催し、地元住民や観光関係事業者、市文化財課・市まち整備課等に対し、「持続可能な観光」の理解に努めており、今後は、観光圏事業として「地域住民が一体となった観光地域づくりの推進」として取組みを進めていくこととしています。また、登録 DMO である佐世保観光コンベンション協会では、令和 4 年 11 月より宿泊事業者、交通事業者、観光団体、金融機関等と「面的な周遊」及び「高付加価値化」に係る協議を開始しており、「宿泊に関するサービスの改善及び向上」や「移動の利便性の向上」に資する事業に取り組むこととしています。

次に、新型コロナウイルス感染症の影響により観光産業が壊滅的な状況になったことから、観光圏における観光振興策を転換し、地域の観光事業者の経済対策を最優先のもと、国経済対策に連動したマイクロツーリズムの推進、近場の観光需要の取り込みを行ってきましたが、コロナ禍での生活が日常となったことから、今後は、佐世保観光コンベンション協会並びにおぢかアイランドツーリズム協会、宿泊施設、観光関連施設等が中心となり国内交流拡大を目指し、新たな観光ニーズによる観光資源の掘り起こしやイベントの開催、閑散期の集客を図っていくこととしています。

最後に、インバウンドへの対応につきましては、本観光圏のフラッグシップとなるコンテンツとして「しま旅」商品の磨き上げを行い、欧米並びに中華圏を中心とした富裕層への対応を行うこととしています。

さらに、佐世保港にある2つのクルーズ拠点である三浦岸壁（平成26年共用開始）、佐世保市並びにカーニバル社で形成される浦頭港（令和2年完成）を活用した欧米並びに中国等からのクルーズ客の誘致を進めるため、佐世保市長をトップとしたポートセールス等を通じ、アフターコロナに向けたプロモーションを展開します。

（7）地域住民の観光地域づくりに対する意識啓発と参加促進を目指すための取組

- 「観光まちづくり」について、多くの地域住民に理解して頂くために、観光の有識者等を招聘した講演会を開催します。
 - 「海風の国」佐世保・小値賀観光圏のホームページにて、取組内容や実績、成果、各種調査報告を掲載します。
 - 地元の事業者等に対し、「観光動向調査説明会」を開催し、今年度の事業計画や取組内容、来訪者満足度調査結果、海風の国観光ニーズGAP調査内容を公表します。
 - おもてなしの心で観光案内できる人々を認定する制度「海風の国・観光マイスター」の活用を進めます。
 - 事業者、旅行者、地域住民が、地域コミュニティの活性化に貢献できる仕組みづくりを行います。
- また、地域住民が、地域の文化や資源に誇りを感じる取組を行うと共に、次世代への継承に繋がる事業を推進します。

2 観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する基本的な方針

佐世保市と小値賀町が形成する「海風の国」には「海」を舞台として様々な自然、歴史、文化、食、人、物、技術、信仰が世界と交流しながら、島々、浦々に伝わり、根付き、そして、それぞれの地域で独自の発展を遂げ、現在、多様な魅力となって各地域で輝きをもって今に伝わっています。

佐世保市は、花と光の感動リゾートのハウステンボスをはじめ、美しい景観と豊かな自然環境を誇る「西海国立公園 九十九島」、世界最古級の土器「豆粒文土器」が出土された泉福寺洞窟や、日本遺産にも認定を受けた江戸時代から続く400有余年の歴史を誇る伝統的工芸品「三川内焼」があり、明治時代には海軍鎮守府が置かれ、軍港・造船のまちとして発展・成長し、戦後は、米海軍の基地がおかれるなど、奥深い歴史と国際色豊かな風土、さまざまな文化が存在する街です。

また、小値賀町では、海を生活の場とする人々の暮らし、鯨漁、鮑漁をはじめとする漁業の歴史、食文化が現代の暮らしの場に息づいている離島であり、島の一部の範囲は、国の重要文化的景観に選ばれています。野崎島に残された旧野首教会は、長崎外海地方から海を渡り、もたらされたキリシタン信仰の歴史を今に伝えています。

そこで、「海風の国」として一つの圏域、ブランドを構築しながら、各地域の多様な魅力を表すエリアコンセプトを設け、各地域における観光地域づくりを推進することとし、公益財団法人佐世保観光コンベンション協会が当圏域の観光地域づくり法人（登録DMO）として中心的な役割を担い、次の事業を推進することとします。

日本本土最西端・九州北西部に位置し、東アジア、東南アジア等との地理的優位性を有する「海風の国」観光圏につきましては、西海国立公園（1955 年指定）、日本遺産「鎮守府」と「三川内焼」（2016 年 4 月認定）、「世界で最も美しい湾・九十九島湾」（2018 年 4 月加盟認定）世界文化遺産「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」（2018 年 7 月登録）といった、我が国を代表する集客力とブランド力を兼ねそろえた地域観光資源を有しています。

また、大陸との玄関口として、2020 年 8 月にはクルーズ市場の成長が見込める中国等からの観光客誘致を進めるため、佐世保市浦頭地区に国際クルーズ拠点の整備が行われました。

さらに、長崎県が進めている「九州・長崎 IR」については関係団体等と連携を図りながら、観光資源の新たな活用や魅力発信に努め、持続可能な観光地・観光産業の創出を目指していきます。

最後に、「海風の国」観光圏は、（一社）九州観光機構をはじめとする広域連携 DMO や、全国の観光圏と連携し、日本全体、特に九州圏域における訪日外国人観光客の周遊促進・滞在 促進を牽引する役割を積極的に担っていきます。さらに近年、世界では、「旅行においてよりサステナブルな選択をしたい」という考え方が浸透してきていることから、観光庁において策定された「日本版持続可能な観光ガイドライン」を活用した事業展開を図ると共に、災害や感染症、テロ等の様々な危機に直面した際には、改めて、観光を振興する意義を振り返り、これまで培った経験とデータを基に、新たなステージに向け、力強く回復していく取り組みを行ってまいります。

① 多様な関係者と合意形成を図り、観光を活用した持続可能な地域経営を推進します。

公益財団法人佐世保観光コンベンション協会（登録 DMO）が当圏域の観光地域づくりプラットフォームとして、中心的な役割を果たすために、宿泊施設、観光施設等観光事業者、漁業協同組合、農業協同組合、生産者等農林水産事業者、飲食店、物産品店等商業事業者、鉄道、バス、タクシー、航路等交通事業者、金融機関、学術機関、地域団体、地域住民等地域関係者ほか、多様な関係者との合意形成並びに相互に有機的な連携構築を図りながら、観光を活用した持続可能な地域経営を推進します。

② デジタルマーケティングの活用によるデータの継続的な収集・分析を行い、明確な観光戦略・目標をもった事業を推進します。

デジタルマーケティングを活用した人流データ並びに SNS（WEB）データの解析や顧客満足度調査等の実施により各種データを継続的に収集・分析することで、「海風の国」が設定・求めているターゲット（エリア、年齢層、性別、属性、インバウンド等）層への情報発信や誘致促進策を効果的に進めると共に、明確な観光戦略・目標をもった事業を推進します。

また、KPI を設け、PDCA サイクルによる常に改善が図られる推進体制を確立します。

③ ブランドコンセプト「海風の国」に基づいた一元的な情報発信、プロモーションを行い、国内交流拡大に取り組めます。

ブランドコンセプト「海風の国」に基づき、当圏域に関する一元的な情報発信、プロモーションを行うことで、「海風の国」ブランドの構築・浸透・徹底と広報 PR 効果の向上を図ることで、より一層の国内交流拡大に取り組むと共に、プロモーションの効果測定並びに旅行実態の把握に努めます。

また、働き方改革の普及等により、観光需要の質に変化が起きていることから、ワーケーション等、新たな観光への対応を図っていきます。

- ④ 外国人観光客から選ばれる観光地づくりを推進します。

持続可能な開発目標（SDGs）に向けた取組が世界各地で行われており、観光分野においても、多くの国が持続可能性を観光政策の目標として掲げられています。

外国人観光客から選ばれる観光地となるためにも、観光事業者のみならず、地域住民と一体となって「持続可能な観光地域づくり（JSTSD）」の活用を図っていきます。

- ⑤ 地域団体等の観光地域づくり、観光事業や観光サービス品質、高付加価値化に関する事業を推進します。

圏域の地域における観光地域づくりの支援、観光事業関係者との定期的なミーティングなどに積極的に関係し、前記1—（4）の観光圏整備計画の目標等を共有することで、圏域が一体となった効果的な事業の推進や求めるターゲット層の誘致拡大に向けた新商品の開発に地域発意で取組みます。

また、観光事業（Maas 事業等）や観光サービス（宿泊、飲食、おもてなし等）の品質向上並びに高付加価値化及び、SDGs に配慮した観光振興、ユニバーサルツーリズム等の事業を推進します。

- ⑥ 事業者や旅行者が住民と共に、地域社会や地域の文化・自然環境の保全並びに次世代への継承に繋がる事業を推進します。

事業者、旅行者、地域住民が、地域コミュニティの活性化に貢献できる仕組みづくりを行います。

また、地域住民が、地域の文化や資源に誇りを感じる取組を行うと共に、次世代への継承に繋がる事業を推進します。

3 観光圏整備事業の概要

（1）宿泊に関するサービスの改善及び向上

○新たな旅のスタイルに対応するための高付加価値化事業

- ・実施主体：（公財）佐世保観光コンベンション協会ほか関係者
- ・実施期間：令和5年度～9年度
- ・内 容：宿泊施設の品質保証・高付加価値化、地域一体となった宿泊課題解決・宿泊魅力アップ

（2）観光資源を活用したサービスの開発及び提供

○周遊滞在コンテンツ整備・磨き上げ事業

- ・実施主体：（公財）佐世保観光コンベンション協会、海風の国ワーキンググループほか関係者
- ・実施期間：令和5年度～9年度
- ・内 容：周遊滞在プログラム調査・開発・実施・改善、インバウンド向けコンテンツ開発

（3）移動の利便性の向上

○魅力的な周遊手段の導入・アクセス改善事業

- ・実施主体：（公財）佐世保観光コンベンション協会ほか関係者
- ・実施期間：令和5年度～9年度
- ・内 容：Maas 推進、市街地周遊アクセス整備・離島航路アクセス改善

(4) 情報提供の充実強化

○ブランド力強化・プロモーション事業

- ・実施主体：(公財)佐世保観光コンベンション協会ほか関係者
- ・実施期間：令和5年度～9年度
- ・内 容：デジタルマーケティング充実・強化、広域連携インバウンド情報提供

(5) 地域住民が一体となった観光地域づくりの推進

○住民を巻き込んだ観光地域づくり事業

- ・実施主体：(公財)佐世保観光コンベンション協会、地域(団体・住民)、その他関係者
- ・実施期間：令和5年度～9年度
- ・内 容：地域一体となった受入環境の確立、観光DX人材育成、「日本版持続可能な観光ガイドライン」の活用

(6) その他

○全国観光圏推進協議会事業

- ・実施主体：(公財)佐世保観光コンベンション協会、地域(団体・住民)、その他関係者
- ・実施期間：令和5年度～9年度
- ・内 容：全国観光圏推進協議会事業(会議開催、マーケティング調査、情報発信)

4 協議会に関する資料等

(1) 「海風の国」佐世保・小値賀観光圏推進協議会

「海風の国」佐世保・小値賀観光圏推進協議会規約

第1章 総則

(名称)

第1条 この協議会は、「海風の国」佐世保・小値賀観光圏推進協議会(以下「協議会」という。)と称する。

(事務所)

第2条 協議会は、事務所を公益財団法人佐世保観光コンベンション協会(長崎県佐世保市三浦町21-1)に置く。

(目的)

第3条 協議会は、観光地相互間の連携によって観光圏を形成し、その観光の魅力の増進により国際競争力を高め、内外からの観光旅客の来訪及び滞在を促進することを目的とする。

(業務)

第4条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 観光圏整備計画の策定に関する業務
- (2) 観光圏整備実施計画に関する業務
- (3) その他協議会が定める業務

第2章 構成員等

（協議会の構成員）

第5条 協議会の委員は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- （1）佐世保市長
- （2）小値賀町長
- （3）公益財団法人佐世保観光コンベンション協会 理事長
- （4）特定非営利活動法人おぢかアイランドツーリズム協会 理事長

（届出）

第6条 構成員は、その名称、所在地及び代表者の氏名に変更があったときは、遅滞なく協議会にその旨を届けなければならない。

第3章 運営等

（協議会の運営）

第7条 協議会に次の役員を置き、第5条の構成員の中から以下の通りこれを充てる。

- （1）会長 佐世保市長
- （2）副会長 小値賀町長
- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。
- 3 会長に事故がある場合は、副会長がその職務を代理する。
- 4 協議会の議決の方法は、出席者の多数決とする。
- 5 協議会は、原則として公開とする。
- 6 協議会の事務は、公益財団法人佐世保観光コンベンション協会において処理する。

第4章 総会

（総会の種別）

第8条 協議会の総会は、通常総会及び臨時総会とする。

- 2 総会の招集は会長が行い、会長が議長となる。
- 3 通常総会は、毎年1回以上開催する。
- 4 臨時総会は、会長が必要と認めたときに開催する。

（総会の議決方法等）

第9条 総会は、委員現在数の過半数の出席がなければ開くことができない。

- 2 委員は、総会において、各1個の議決権を有する。
- 3 第1項において、委任状を提出した者は出席者とみなすこととする。

（協議結果の取扱い）

第10条 協議会において協議が調った事項については、協議会の構成員はその協議の結果を尊重しなければならない。

（議事録）

第11条 総会の議事については、議事録を作成しなければならない。

- 2 議事録は、少なくとも次の各号に掲げる事項を記載する。
 - （1）日時及び場所
 - （2）委員の現在数、当該総会に出席した委員数、当該総会に出席したと見なされた者の数及び当該総会に出席した委員の氏名
 - （3）議案
 - （4）議事の経過の概要及びその結果
 - （5）議事録署名人の選任に関する事項
- 3 議事録は、第2条の事務所に備え付けておかなければならない。

第5章 事業報告等

（事業報告及び監査）

第12条 会長は、毎事業年度終了後、協議会の業務に関する事業報告書を作成し、その事業報告書を総会に提出しなければならない。

第6章 雑則

（細則）

第13条 協議会の事務の運営上必要な細則は、会長が別に定める。

附則

この規約は、平成25年2月19日から施行する。

この規約は、平成26年2月24日から施行する。

（2）「海風の国」佐世保・小値賀観光圏推進委員会

「海風の国」佐世保・小値賀観光圏推進委員会規約

第1章 総則

（名称）

第1条 この協議会は、「海風の国」佐世保・小値賀観光圏推進委員会（以下「委員会」という。）と称する。

（事務所）

第2条 協議会は、事務所を公益財団法人佐世保観光コンベンション協会（長崎県佐世保市三浦町21-1）に置く。

（目的）

第3条 委員会は、「海風の国」佐世保・小値賀観光圏観光地域づくりプラットフォーム（以下「プラットフォーム」という。）の事業及び予算の執行方針について審議・決定することを目的とする。

（業務）

第4条 委員会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる業務を行う。

- （1）プラットフォームの事業執行方針の決定
- （2）プラットフォームの予算執行方針の決定
- （3）プラットフォームの事業及び予算の執行状況等の管理
- （4）その他上記に付随する業務

第2章 構成員等

（委員会の構成員）

第5条 協議会の委員は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- （1）公益財団法人佐世保観光コンベンション協会 理事長
- （2）公益財団法人佐世保観光コンベンション協会 常務理事
- （3）特定非営利活動法人おぢかアイランドツーリズム協会 理事長
- （4）佐世保市観光商工部長
- （5）小値賀町産業振興課長
- （6）長崎県県北振興局長
- （7）公益財団法人佐世保観光コンベンション協会 副理事長（圏域内イベント関係 代表）
- （8）公益財団法人佐世保観光コンベンション協会 副理事長（圏域内バス事業 代表）
- （9）公益財団法人佐世保観光コンベンション協会 副理事長（圏域内観光施設 代表）
- （10）佐世保旅館ホテル協同組合 理事長（佐世保観光コンベンション協会 理事）
- （11）九州旅客鉄道株式会社 佐世保駅長（佐世保観光コンベンション協会 評議員）

- (12) 佐世保市タクシー協会 専務理事（佐世保観光コンベンション協会 評議員）
- (13) 佐世保商工会議所 専務理事（佐世保観光コンベンション協会 評議員）
- (14) 株式会社親和銀行 取締役常務執行役員
- (15) 小値賀町商工会 経営指導員
- (16) 佐世保旅客船協会 事務局長
- (17) ながさき西海農業協同組合 代表理事組合長
- (18) 佐世保市水産振興協議会（九十九島漁業協同組合 参事）
- (19) 長崎県立大学 地域創造学部公共政策学科 教授
- (20) 長崎国際大学 人間社会学部国際観光学科 准教授

（届出）

第6条 構成員は、その名称、所在地及び代表者の氏名に変更があったときは、遅滞なく委員会にその旨を届けなければならない。

第3章 運営等

（委員会の運営）

第7条 委員会に次の役員を置き、第5条の構成員の中から以下の通りこれを充てる。

- （1）会長 公益財団法人佐世保観光コンベンション協会 理事長
- （2）副会長 特定非営利活動法人おぢかアイランドツーリズム協会理事長及び公益財団法人佐世保観光コンベンション協会副理事長（1名）
- 2 会長は、委員会を代表し、会務を総括する。
- 3 会長に事故がある場合は、副会長がその職務を代理する。
- 4 委員会は、原則として公開とする。
- 5 委員会の事務は、プラットフォームにおいて処理する。

第4章 委員会

（委員会の種別）

第8条 委員会は、定例会及び臨時会とする。

- 2 定例会の招集は会長が行い、会長が議長となる。
- 3 定例会は、6ヶ月に1回以上開催する。
- 4 臨時会は、会長が必要と認めたときに開催する。

（委員会の議決方法等）

第9条 定例会及び臨時会は、委員現在数の過半数の出席がなければ開くことができない。

- 2 委員は、委員会において、各1個の議決権を有する。
- 3 委員会の議決の方法は、出席者の多数決とし、同数の場合、会長が決する。
- 4 第1項において、委任状を提出した者は出席者とみなすこととする。

（協議結果の取扱い）

第10条 委員会において協議が調った事項については、委員会の構成員はその協議の結果を尊重しなければならない。

協議の結果は、推進協議会に報告するものとする。

（議事録）

第11条 委員会の議事については、議事録を作成しなければならない。

- 2 議事録は、少なくとも次の各号に掲げる事項を記載する。
 - （1）日時及び場所
 - （2）委員の現在数、当該総会に出席した委員数、当該委員会に出席したと見なされた者の数及び当該委員会に出席した委員の氏名

- (3) 議案
 - (4) 議事の経過の概要及びその結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 3 議事録は、第2条の事務所に備え付けておかなければならない。

第5章 雑則

(細則)

第12条 委員会の事務の運営上必要な細則は、会長が別に定める。

附則

この規約は、平成28年10月24日から施行する。

5 その他市町村又は都道府県が必要と認める事項

(1) 長崎県文化観光推進地域計画(2021～2025)

【全体的な取組方針(取組のスタンスと5年後のビジョン)】

本計画では、他に例を見ない本県の海外交流史の象徴のひとつであるキリシタン文化に着目し、世界遺産「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」を主なテーマに据え、その歴史的価値や文化資源の魅力を深く知ってもらうことにより、教会や集落、及び科学技術や食などキリシタン文化がもたらした関連資産を、より深い感動を抱きながら巡ってもらおうとするものである。

(2) 長崎県観光振興計画(2021～2025)

【基本理念】(長崎県観光振興条例 第3条)

- ① 県民等、市町及び県が「観光立県長崎」の担い手として協働して、まちの魅力づくりに取り組み、及び交流を促進するよう行われるものであること。
- ② 観光資源の保全と県民の生活との調和に配慮しつつ、歴史、文化、自然、景観、食その他の観光資源を創意工夫を尽くして積極的に活用するよう行われるものであること。
- ③ 交流の歴史や地理的な優位性を活かし、海外との交流を促進するよう行われるものであること。
- ④ 本県を訪れるすべての人々が、安心して快適に観光を楽しめるよう行われるものであること。

(3) 九州・長崎IR区域整備計画(2022)

【IR区域全体のコンセプト】

～「Accept, Devise, Creation」～様々な文化を受け入れ、融合し、新しい価値を生み出す街～

波穏やかな大村湾に面し、豊富な自然に囲まれた和と洋が融合した非日常空間と新しい発想を促す施設群を有するIR区域において、様々な文化や来訪客が交流し、新しい価値を創出し、そこから送り出された人々が新しい「日本」と出会い、持続可能な未来につなげていく。

「交流」「共創」のDNAを背景に発展してきた九州・長崎において、東洋文化と西洋文化など様々な文化の融合、伝統的なものと革新的なものの融合を図る。すなわち、時代を超え、距離を超え、広く受け入れ、取り込み、新しい価値を生み出すゲートウェイをIR区域として整備することにより、我が国における「観光産業革命」を実現する。これが本IRのコンセプトである。